

第232回三重県開発審査会 審議概要

令和5年3月14日(火) 14時15分～ 三重県勤労者福祉会館 講堂

三重県 (事務局)	<p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>コロナ感染症対策としまして、窓を少し開けて、常時換気をいたしますので、ご理解、ご協力お願い申し上げます。</p> <p>それでは、今から実質的な審議に入ることになりますが、三重県開発審査会条例第4条第2項の規定に基づき、会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は全員出席されていますので、本日の審査会は成立することを報告させていただきます。</p> <p>また、本日も審議いただきますのは包括議決案件が115件となっています。三重県13件、津市10件、松阪市25件、桑名市7件、鈴鹿市17件です。なお、本審査案件は、ありません。審議については、「三重県開発審査会の公開に関する方針」により、今回は全て公開となります。</p> <p>なお、本日の傍聴者は、ありません。</p> <p>それでは、条例第4条第1項に基づき、会長が議長となるとされていますので、ここからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>まず、前回、第231回開発審査会の議事録及び審議概要のご確認をお願いします。</p> <p>事前にご確認いただいているかと思いますが、なにか修正等はございますか。</p>
委員	<p>ないです。</p>
会長	<p>ないようですので、これにて第231回開発審査会の議事録及び審議概要を確定したいと存じます。</p> <p>次に包括議決案件について、まず三重県分から説明をお願いします。</p>
三重県 (処分庁)	<p>(包括議決案件 13件の報告)</p>
会長	<p>ご質問等ございませんか。</p> <p>それでは、次に津市分の説明をお願いします。</p>
津市 (処分庁)	<p>(包括議決案件 10件の報告)</p>
会長	<p>ご質問等ございませんか。</p> <p>それでは、次に松阪市分の説明をお願いします。</p>
松阪市 (処分庁)	<p>(包括議決案件 25件の報告)</p>

会 長	ご質問等ございませんか。 それでは、次に桑名市分の説明をお願いします。
桑 名 市 (処分庁)	(包括議決案件 7件の報告)
会 長	ご質問等ございませんか。 それでは、次に鈴鹿市分の説明をお願いします。
鈴 鹿 市 (処分庁)	(包括議決案件 17件の報告)
会 長	ご質問等ございませんでしょうか。
委 員	建物の増築が1.5倍以内ならば増築可能であり、1.5倍を超える場合には許可が必要となり、提案基準9を理由に許可がなされ、この開発審査会に報告があがってきているということですね。 敷地が増えないとすれば自ずと増築にも限度があるわけですが、敷地増をも認めるということであれば、そしてそれを繰り返し認められるとなれば、建物も敷地もどんどん大きくすることができることとならないでしょうか。 ひとたび開発許可を得て立地すれば、包括許可という形で無制限に大規模になっていく可能性があるのではないかと危惧します。
鈴 鹿 市 (処分庁)	提案基準9では1.5倍の算定の基となる敷地面積は、線引きの際の建築物の敷地あるいは線引き後に適法に建築された建築物の敷地とされています。提案基準9で増やした面積は、算定の基の敷地面積に含むことはできません。 提案基準19では、提案基準9で敷地増を行った後の更なる敷地増もあり得ますが、これは本審査案件として審査会で必要性等特別な事情が認められなければなりません。
会 長	ほかに、ご質問・ご意見等ございませんか。 それでは、三重県27件、津市16件、松阪市21件、桑名市13件、鈴鹿市38件の包括議決案件の報告を終了します。
会 長	以上で本日の審議はすべて終了となりますが、その他に何かございますでしょうか。 それでは、これをもちまして第232回三重県開発審査会を終了といたします。